

家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3891 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2026. 2. 16

・茨城県城里町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内10例目）に係る 移動制限の解除について.....	49
・埼玉県嵐山町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内12例目）に係る 移動制限の解除について.....	50
・兵庫県姫路市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内14例目）に係る 移動制限の解除について.....	51
・香川県東かがわ市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内15例目）に係る 移動制限の解除について.....	51
・三重県津市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内16例目）に係る 移動制限の解除について.....	52
・第66回全国家畜保健衛生業績発表会演題（大分県）.....	53

☆茨城県城里町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内10例目）に係る移動制限の解除について

（令和8年1月27日付けプレスリリース）

茨城県は、城里町で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内10例目）に関し、発生農場から半径3km以内で設定されていた移動制限区域について、令和8年1月27日（火曜日）0時（1月26日（月曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

1. 経緯及び今後の予定

（1） 茨城県は、令和7年12月25日に城里町の家きん農場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内10例目）が発生したことを受け、家

畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました。

（2） 茨城県は、令和8年1月17日に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定していた搬出制限を解除しました。

（3） 今般、茨城県は、国内10例目の防疫措置が完了した令和8年1月5日の翌日から起算して21日が経過する令和8年1月27日（火曜日）0時（1月26日（月曜日）24時）をもって、移動制限を解除しました。

2. その他

（1） 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルス

に感染する可能性はないと考えています。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、プライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

3. 参考

- ・茨城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内10例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について
- ・茨城県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内10例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

☆埼玉県嵐山町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内12例目）に係る移動制限の解除について

（令和8年1月27日付けプレスリリース）

埼玉県は、嵐山町で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内12例目）に関し、発生農場から半径3km以内で設定されていた移動制限区域について、令和8年1月27日（火曜日）0時（1月26日（月曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

1. 経緯及び今後の予定

(1) 埼玉県は、令和7年12月30日に嵐山町の家きん農場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内12例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定

しました。

(2) 埼玉県は、令和8年1月17日に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定していた搬出制限を解除しました。

(3) 今般、埼玉県は、国内12例目の防疫措置が完了した令和7年1月5日の翌日から起算して21日が経過する令和8年1月27日（火曜日）0時（1月26日（月曜日）24時）をもって、移動制限を解除しました。

2. その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、プライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

3. 参考

- ・埼玉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内12例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
- ・埼玉県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内12例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

☆兵庫県姫路市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内14例目）に係る移動制限の解除について

（令和8年2月2日付けプレスリリース）

兵庫県は、姫路市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内14例目）に関し、発生農場から半径3km以内で設定されていた移動制限区域について、令和8年2月2日（月曜日）0時（2月1日（日曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

1. 経緯及び今後の予定

- (1) 兵庫県は、令和8年1月8日に姫路市の家きん農場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内14例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました。
- (2) 兵庫県は、令和8年1月22日に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定していた搬出制限を解除しました。
- (3) 今般、兵庫県は、国内14例目の防疫措置が完了した令和8年1月11日の翌日から起算して21日が経過する令和8年2月2日（月曜日）0時（2月1日（日曜日）24時）をもって、移動制限を解除しました。

2. その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。
https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、プライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めます

ので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することができないよう、御協力をお願いいたします。

3. 参考

- ・兵庫県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内14例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
- ・兵庫県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内14例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

☆香川県東かがわ市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内15例目）に係る移動制限の解除について

（令和8年2月3日付けプレスリリース）

香川県は、東かがわ市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内15例目）に関し、発生農場から半径3km以内で設定されていた移動制限区域について、令和8年2月3日（火曜日）0時（2月2日（月曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

1. 経緯及び今後の予定

- (1) 香川県は、令和8年1月10日に東かがわ市の家きん農場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内15例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました。
- (2) 香川県は、令和8年1月23日に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定していた搬出制限を解除しました。
- (3) 今般、香川県は、国内15例目の防疫措置が完了した令和8年1月12日の翌日から起算して21日が経過する令和8年2月3日（火曜日）0時（2月2日（月曜日）24時）をもって、移動制限を解除しました。

2. その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。
https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、プライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願ひいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願ひいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願ひいたします。

3. 参考

- ・香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内15例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
- ・香川県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内15例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

☆三重県津市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内16例目）に係る移動制限の解除について

（令和8年2月6日付けプレスリリース）

三重県は、津市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内16例目）に関し、発生農場から半径3km以内で設定されていた移動制限区域について、令和8年2月6日（金曜日）0時（2月5日（木曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

1. 経緯及び今後の予定

- (1) 三重県は、令和8年1月13日に津市の家きん農場において高病原性鳥インフルエンザ（今シ

ズン国内16例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました。

- (2) 三重県は、令和8年1月26日に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定していた搬出制限を解除しました。
- (3) 今般、三重県は、国内16例目の防疫措置が完了した令和8年1月15日の翌日から起算して21日が経過する令和8年2月6日（金曜日）0時（2月5日（木曜日）24時）をもって、移動制限を解除しました。

2. その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。
https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、プライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願ひいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願ひいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願ひいたします。

3. 参考

- ・三重県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内16例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
- ・三重県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内16例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

☆牛ウイルス性下痢持続感染牛の摘発事例とまん延防止に向けた取組

宇佐家畜保健衛生所・1) 大分家畜保健衛生所
 ○丸山裕二・荒牧麻里子・
 長谷部恵理・河野華子・病鑑 林拓己¹⁾

はじめに

牛ウイルス性下痢（BVD）は、感染時の胎齢により流死産や奇形子牛、そして生涯にわたりウイルスを排出し続ける持続感染（以下、PI）牛が生まれるため全国的にその対策が課題となっている。PI牛は、臨床症状を示さずに感染を拡大させるため、生産者へ本疾病の病性、出荷による農場の信頼性損失や経済損失を説明するも理解を得るのが難しいのが現状である。そうした中、管内の2農場で複数のPI牛を摘発し、疫学関連農場を含め広域にわたりまん延防止に取り組んだのでその概要を報告する。

農場および発生概要：農場A

農場Aは管内K市に位置する、繁殖牛105頭規模の黒毛和種繁殖農場である。飼養形態はスタンチョンのあるフリーバーンで、不定期に県内外の市場を介した家畜導入を行う。また発生時には、管外の農場（農場E）から預託牛としてホルスタイン育成牛を約60頭受け入れ、PI牛を飼養する牛舎とは別棟の牛舎で飼養管理をしていた。

農場Aでは2023年度の冬期に子牛の死亡事故が相次ぎ、2024年2月に当所で9日齢の黒毛和種子牛の病性鑑定を実施した。診断名は臍帯炎であったが、複数の主要臓器からBVDV特異遺伝子が検出され。型別検査の結果BVDV2型であることが判明した（図1）。これより、農場内にBVDが侵入・まん延し、結果として虚弱牛の産出や死亡事故が増加している可能性が示唆された。

農場および発生概要：農場B

農場Bは管内K市に位置する、搾乳牛90頭規模の酪農場である。搾乳舎は対尻式つなぎ牛舎で、自家育成が主であるが、家畜を導入する場合は県外家畜市場を介して導入する。

農場Bでは2022年3月にホルスタイン産子の異常産が発生し、神経症状を呈する3日齢の子牛の病性

農場A																											
2024年2月 9日齢の死亡子牛の病性鑑定実施																											
【診断名：臍帯炎】 複数の主要臓器からBVDV2型の特異遺伝子検出																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>肝臓</th><th>腎臓</th><th>心臓</th><th>肺</th><th>脾臓</th><th>脳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BVDV 特異遺伝子</td><td>-</td><td>+</td><td>-</td><td>+</td><td>+</td><td>-</td></tr> <tr> <td>遺伝子型別</td><td>-</td><td>BVDV 2型</td><td>-</td><td>BVDV 2型</td><td>BVDV 2型</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>								肝臓	腎臓	心臓	肺	脾臓	脳	BVDV 特異遺伝子	-	+	-	+	+	-	遺伝子型別	-	BVDV 2型	-	BVDV 2型	BVDV 2型	-
	肝臓	腎臓	心臓	肺	脾臓	脳																					
BVDV 特異遺伝子	-	+	-	+	+	-																					
遺伝子型別	-	BVDV 2型	-	BVDV 2型	BVDV 2型	-																					

図1 農場A 病性鑑定概要

農場B				
2022年3月 3日齢の異常産子(神経症状)の病性鑑定実施				
【診断名：ダンディーウォーカー様奇形】 子牛の脳等からBVDV1型特異遺伝子検出				
 <small>(左)起立不能、頭部及び背部の緊張を認めるが、四肢の伸展・硬直なし (右)右大脳半球の側脳室拡張、小脳虫部の形成不全。</small>				
	脳	脳脊髄液	血清	(母牛)血清
BVDV 特異遺伝子	+	+	+	-
遺伝子型別	BVDV 1型	BVDV 1型	BVDV 1型	-

図2 農場B 病性鑑定概要

鑑定を実施した。その結果、小脳の低形成等を伴うダンディーウォーカー様奇形と診断された。また、子牛の脳、脳脊髄液、血清からBVDV特異遺伝子が検出され、型別検査の結果BVDV1型であることが判明した（図2）。このとき、農場内へのBVD侵入・まん延が疑われたが、小脳の脱髓等BVDV感染時の特徴的病変に乏しいこと、また農家が対策に消極的だったことより、対策には至らなかった。そして2024年4月に農場から他農場へ移動する前の健康状態の確認を目的に、臨床症状のないホルスタイン育成牛のBVD抗原検査（BVD抗原検出ELISA法；抗原ELISA）を実施したところ、2頭中1頭が陽性となった。

BVD対策前の農家および関係機関との協議・調整

病性鑑定等の結果を踏まえて、家保から「牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する防疫ガイドライン」に基づくBVDの詳細検索と対策を提案した際に、当初は両農場ともに対策をとることに消極的であった。農家は自農場から摘発されるPI牛の頭数やその後の摘発ととう汰による農場経営への影響が不明瞭であ

ること、かつ、見た目上健康な牛をとう汰することへの抵抗感といった不安や危機感を抱えていた。そこで家保では、特に農家の経済的負担軽減を目的に、家畜生産農場衛生対策事業のPI牛とう汰推進費（補助事業）の活用と費用対効果の良いワクチンプログラムの策定を行った。まず補助事業の活用のために、事業実施主体である大分県畜産協会と予算確保協議を複数回行い、予算枠の拡充と事業適用の際のスケジュール調整を行った。次いでワクチンプログラムの策定について、後述するワクチンのメーカーおよび農場の診療獣医師を交えて使用するワクチンの検討とプログラム設計を行い、接種頻度とコストが低く、より農家負担の少ないプログラムを策定した。これらの協議結果を踏まえ、農家へ再度対策の方法やスケジュール、得られる効果について説明を重ね、最終的に同意を得て以降の対策を実施した。

対策と結果

対策①：農場全頭検査によるPI牛の摘発と自主的とう汰

農場A（図3）：2024年2月の病性鑑定の結果を受け、農場で2024年1月および2月に採材した2時点の保存血清を用いて検査を行い、1頭目のPI牛（PI-A1）を摘発した。PI-A1は管外の農場Cから繁殖素牛として導入したF1雌牛で、19ヶ月齢であった。さらに2024年4月にかけて農場全頭検査を実施し、2頭のPI牛（PI-A2、PI-A3）を摘発した。PI-A2およびPI-A3は自家産の黒毛和種子牛であった。PI牛の自主的とう汰にあたり補助事業を適用し、当該牛の評価額の3分の2から利用額を控除した額が交付された。

農場B（図4）：2024年4月に抗原検査陽性となつた個体は21日以上間を空けた後の再検査にてPI牛と確定した（PI-B1）。また、同時期にバルク乳検査（RT-PCR）を実施してBVDV特異遺伝子が検出されないこと、すなわち搾乳牛群にはPI牛が存在する可能性が極めて低いことを確認した。その後農場全頭検査を実施し、PI牛4頭（PI-B2～PI-B5）を摘発した。農場BのPI牛はいずれも自家産ホルスタイン育成牛で、臨床症状はなく、5頭中4頭はすでに受胎確認がされていた。PI牛の自主的とう汰には農場Aと同様に補助事業を適用した。

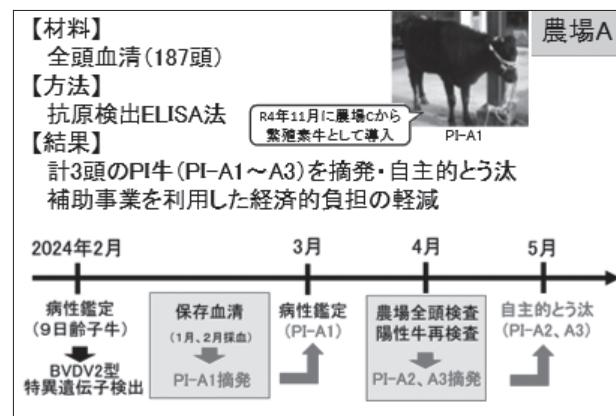


図3 対策①：PI牛の摘発・とう汰

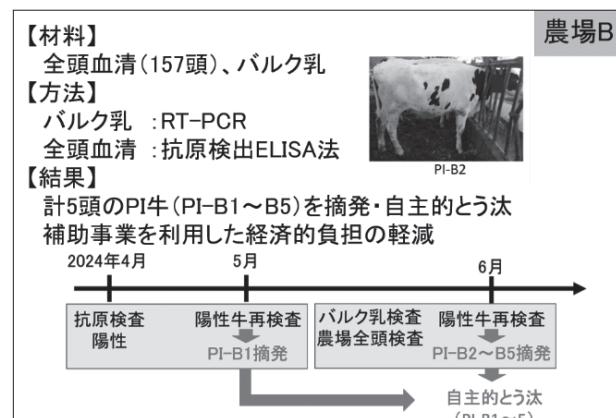


図4 対策①：PI牛の摘発・とう汰

対策②疫学関連農場対策

農場A（図5）：PI-A1導入元の農場C、農場Aに育成牛預託をしていた農場Dの計2農場において、農場全頭検査または疫学関連家畜の検査を実施した。農場C、Dはいずれも管外の農家であり、検査の実施に当たってはそれぞれ管轄の家保の協力を得た。結果、農場Cで1頭のPI牛が摘発され、補助事業を利用した自主的とう汰を実施した。農場DにおいてPI牛は摘発されなかったが、農場Aに預託していた育成牛の産子について継続的に調査を行い、全ての産子で陰性を確認した。

農場B（図6）：農場Bから2023年12月～2024年3月の間に空胎の搾乳牛8頭を導入した農場Fについて、バルク乳検査を実施し、BVDV特異遺伝子が検出されないことを確認した。

対策③BVDワクチン接種

今回、農場A、農場Bとともに妊娠牛に接種可能かつ単回接種のBVD2価ワクチンを適用することで、

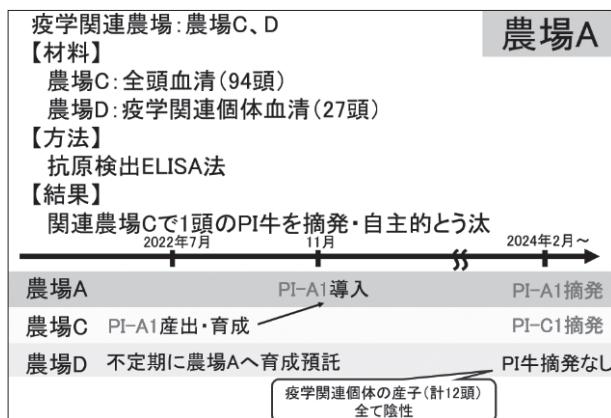


図5 対策②：疫学関連農場での対策

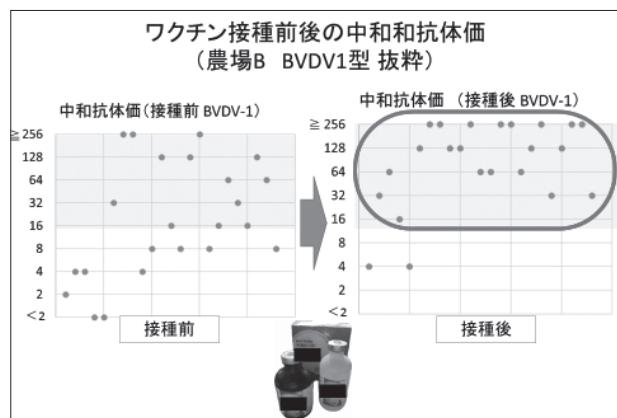


図7 対策③：BVDワクチン接種

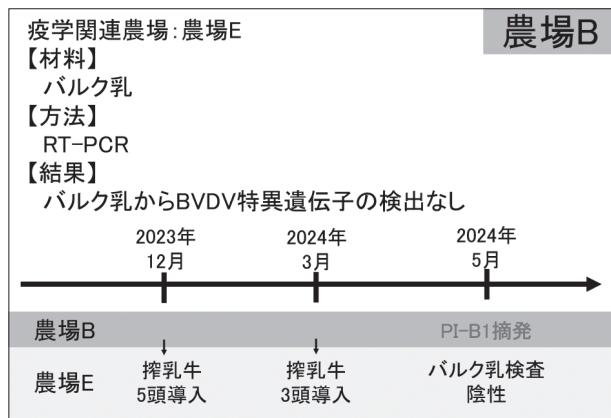


図6 対策②：疫学関連農場での対策

ワクチン接種にかかる金銭的負担、時間、手間の軽減を図った。接種対象は農場で自家保留とする3カ月齢以上の牛とした。家保職員と診療獣医師が接種を行い、2024年6月から7月の間に農場Aでは176頭、農場Bでは135頭に一斉接種した。さらにワクチン接種の前後にはBVDV1型および2型の中和抗体価を測定し、接種による中和抗体価の上昇を確認した（図7）。

対策④新生仔牛検査

農場A、農場B、農場CでそれぞれのPI牛の最終とう汰から10ヵ月間、抗原ELISAを用いた新生子牛検査を実施した。期間中農場Aでは55頭、農場Bでは73頭の検査を実施し、いずれも新規のPI牛産出は認めず、農場の清浄化を確認した。農場Cにおいては期間中に検査した54頭のうち2頭をPI牛と診断し、摘発・自主淘汰を実施した。農場Cにおいては引き続き新生子牛検査を実施していく。

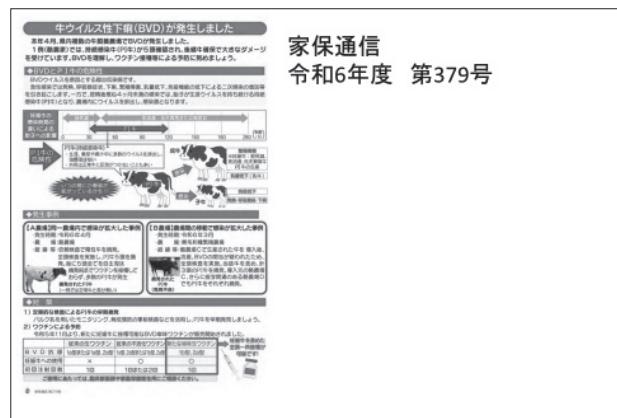


図8 対策⑤：疾病情報の周知

対策⑤疾病情報の周知

家保通信にBVDの概要と管内2農場の発生事例紹介、ワクチンや検査方法などの対策方法を掲載し（図8）、管内98農場を含む県内各所へ配布した。また、特に県外導入が多いなどBVDの発生リスクが高い農場を中心に、家保通信を用いた個別指導を行った。その結果、農場Aと同様にF1雌牛を繁殖素牛として導入する一部の黒毛和種繁殖農家から導入牛の抗原検査の要望が挙げられ、家畜の導入後に抗原ELISAを用いて検査を実施するはこびとなった。

まとめ

管内外の農場で相次いでBVDのPI牛が摘発されたことで、農家および関係機関と協議のうえ、まん延防止策を講じた。その結果、PI牛が他農場に移動すること並びに新規に算出されることを抑制し、BVDまん延防止の一助となった。さらに、BVDの発生リスクの高い農場を中心とした衛生意識の向上

を図り、県内一丸となったBVD清浄化の第一歩となる取組みを実施した。

一方で、本事例においては特に無症状のPI牛の「摘発に至るまでの困難さ」が改めて強調された。PI牛は約半数が発育不良や慢性疾病を抱え、2年以内に死亡するのが通説である。しかし本事例を通して、PI牛が一見正常な牛として農場内に長期間存在し、さらには妊娠・出産を経て新たなPI牛を産出し、それが他農場へ移動する可能性が決して低く

ないことが示唆された。すなわち、酪農や黒毛和種繁殖・肥育などの農場経営形態に関わらずに、広く県内にBVDがまん延するリスクが高い、若しくは既にまん延している可能性があるといえる。そのため、バルク乳検査やスポットテスト等の複数の手技を組み合わせて積極的に検査を実施し、今後も県下全域でPI牛の早期摘発とBVD清浄化への取組みを継続実施したい。

〔通信〕 先月、豚熱の疫学調査チームにおいて、100例目の検討が行われました。当該農場では、野生動物の侵入防止効果が「柵」よりも高い「壁」が農場周囲に設置されており、チームの委員からも高く評価され、その推進を図ることの重要性に関する意見も出されました。ただ、同検討会では、壁のそばに農場周囲の木の枝が伸びている、電柱が壁のそばにあるといった場合には、野生生物が侵入しやすくなり、侵入防止効果が減じてしまうとの指摘がありました。また、壁の下を通り抜ける形で水路などが設置されている場合、これもその効果を減じる可能性があることから、壁の下には隙間を作らず、壁の外側に沿って排水溝を設置することなどが指摘されました。

高い効果を持つツールでも、設置した、使用している、それだけでは機能を十分に活かしきることは困難なこともあります。また、ツールの効果が高いと言われているものほど、その効果に頼ってしまい

他が疎かになりがちになるのは、気持ちは分かるところもあり、私も反省するところがあります。ワクチンなども含め、効果が高いツールであるからこそ、第3者の目も必要に応じ活用しながら、その効果が十分に發揮されているか、他が疎かになっていないか、点検・改善を図っていく重要性を感じさせられる指摘でもありました。

毎週月曜日発行

家畜衛生週報

編集・発行: 農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課、動物衛生課
☎ 03(3502)8111 内線 4581
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1